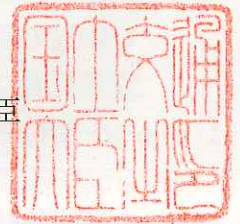


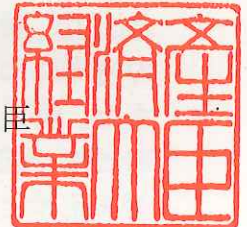
国 総 計 第 57 号
国 土 建 整 第 62 号
20151020 中 第 3 号
平成27年11月13日

関係事業者団体代表者 殿

国 土 交 通 大 臣



経 済 産 業 大 臣



下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、企業の経常利益や雇用関係を中心に改善しており、その中で、中小企業の景況も好転しつつあります。一方で、相対的にみると中小企業は依然として厳しい状況にあり、特に近時においては、原材料価格、エネルギー価格、人件費等の上昇による収益圧迫等に直面しています。

さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないよう配慮することが必要です。

こうした状況を踏まえ、政府は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきております。「振興基準」では、親事業者は、下請取引を行う際には、下請事業者と十分な協議を行い、適切な対価の決定を行うなど、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう必要な配慮を行うこと等が規定されており、その遵守の必要性は一層高まっております。

「振興基準」では、「取引対価は、(中略) 合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定する」ものとしております。

取引対価の決定に当たっては、原材料価格、エネルギー価格、人件費等の上昇を反映させ、また労務費の要素を考慮(「家内労働法」(昭和45年法律第60号)に規定する最低工賃の遵守を含む。)する等、下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。

景気の回復基調が続いている中で、親事業者の皆様には、企業収益の改善を下請事業者にも還元し、経済の好循環の拡大に向けて一步を踏み出していただくことが期待されます。

貴団体におかれましては、下請事業者が置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとする「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。また、親事業者に対し、調達担当者のみならず役員等責任者が率先して社員教育等に取り組み、**「振興基準」**の幅広い周知に努められるよう併せてご連絡いただきますようお願いいたします。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が、平成25年10月1日から施行されています。貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないように、全社的な措置を講じるべきことを周知徹底していただくよう併せて要請いたします。

記

1. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。

また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、随時再協議のうえ、改定を行うこと。【振興基準 第4 1)】

2. 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めること。【振興基準 第6 3)(3)】

3. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとすること。仮に、手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。

【振興基準 第4 4)】

4. 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告すること。

【振興基準 第2 7)】

5. 親事業者は、事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等(以下「工場移転等」という。)に際しては、その計画についての情報を計画の進捗に応じて下請事業者に逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めること。

【振興基準 第6 3)(2)】

6. 親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じること。また、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾すること。

【振興基準 第7】